

平成27年度 島根大学山陰法実務教育研究センター
地域社会や職場等における法実務スキルアップのための“特別教育プログラム”
受講生募集要項（11月入学）

第一線で働く社会人が必要とする法律の高度な専門的知識と実践的な技能とは何か…。これらをわかり易く解説しながら修得していただく特別教育プログラムを山陰法科大学院の専任教員のみならず法律界のエキスパートを講師にお招きし、皆様にご提供いたします。

1. 対象者：現職の社会人

地域社会や職場等の中で法実務に従事し（又は、係わり）更にご自身の法律に関するスキルアップを目指す方（別紙履修資格表のとおり）。

2. 特別教育プログラムの特徴

短期間に修得できるキャリアアップに役立つ社会人向けの教育プログラムを、履修期間は1年間、履修時間は120時間で実施します。なお、修了時には、学校教育法に基づき、履修証明書を授与します。

また、受講者の都合等によりやむを得ない場合は、選択型受講（120時間未満）を認め、希望者には受講した授業の受講証明書を発行します。

3. 特別教育プログラムの内容

学び直し授業とスキルアップ授業を組み合わせた教育メニューを実施します。前半半年は、各重要法分野につき社会人のスキルアップをはかるために基礎となる学び直し授業を提供し、後半半年は、それを踏まえより深く学修し、スキルアップをはかるための授業を提供します。スキルアップ授業では、各職場で問題となるような特定のテーマを各コースにおいて設け、そのテーマをコアに派生・関連する法的諸問題を取り扱い、キャリアアップのための授業を実施します。

（1） 公共法実務コース

I 社会人のための行政法基礎の学び直し（60時間）

- ①行政法学の基礎
- ②行政作用の諸類型とその統制法理
- ③行政手続・行政情報法制度
- ④行政救済制度
- ⑤行政組織
- ⑥地方自治制度を理解する
- ⑦行政法学の現代的課題の検討

II スキルアップのための教育メニュー（60時間）

テーマ名：「山陰の地方公共団体が直面している課題を考えてみよう！」

- ①山陰の地方公共団体が抱えている諸課題
 - 1) 災害対策の基本的法制度の理解
 - 2) 洪水対策制度をめぐる法的課題
 - 3) 山陰地方の河川管理制度の過去・現在・未来
- ②法的紛争に必要な基礎知識
 - 1) 訟務事項についての基礎知識
 - 2) 行政争訟制度・国家補償法制度入門
- ③これからの地方の活性化をめざして
 - 1) 私たちの地方創世とは・・・観光と環境保護 京都や奈良とは違う出雲を
 - 2) 島根県・松江市の地方自治のあり方もしくはあり「得(え)」方
 - 3) 地方自治制度の改革のこれから
- ④様々な行政領域における問題点の法的な検討
 - 1) 高齢化社会と社会保障制度 介護保険制度改革・CSW等
 - 2) 教育制度の課題 いじめ問題や教育レベル
 - 3) 都市開発・公共施設のみなおし

(2) 企業法実務コース

I 社会人のための民事法の学び直し (60時間)

- ①民法 (財産法を中心に)
- ②商法・会社法
- ③労働法
- ④民事手続法

II スキルアップのための教育メニュー (60時間)

テーマ名：「企業法務をめぐる法的諸問題とその対応について」

- ①労働・労務管理に関する法実務
 - 1) 採用・採用内定・試用期間の法的問題と対応
 - 2) 就業規則をめぐる法的問題と対応
 - 3) 賃金・賞与をめぐる法的問題と対応
 - 4) 労務管理・人事管理の法的諸問題と対応
 - 5) 退職・解雇・退職金をめぐる法的問題と対応
- ②会社経営の法実務
 - 1) 会社設立にかかわる法律関係とその問題点
 - 2) 株式をめぐる法的問題と会社の資金調達の方法
 - 3) 会社経営をめぐる法律関係
 - 4) 組織再編と企業ガバナンス構造上の問題点
- ③企業法務において重要な民事手続法
 - 1) 賃金請求における領収書
 - 2) 土地取引事例において80パーセントをめざすとは
 - 3) 売買事例における証人尋問への対応

4) 破産等民事手続と取引関係への影響

④企業法実務特講

上記の授業内容を踏まえ受講者の希望により選ばれた特定のテーマにつき、さらに深く学修するための特別講義を演習形式で行います。授業担当者としては島根大学教員のみならず、当該テーマに係る分野で活躍している他大学の教員または実務家も予定しています。

(3) 医療・福祉法実務コース

I 社会人のための民法の学び直し（60時間）

- ①民法1（契約法）
- ②民法2（不法行為法）
- ③民事手続法

II スキルアップのための教育メニュー（60時間）

テーマ名：「医療行為の法的性格と医療過誤をめぐる法実務について」

- ①医療行為と医療契約の法的性格
 - 1) 医療行為の特質
 - 2) 医療契約の法的性格
- ②医療過誤における過失論
 - 1) 医療水準論の意義と限界
 - 2) 医療慣行と医師の裁量
- ③医療過誤における責任主体論
 - 1) チーム医療の現状と責任主体の問題
 - 2) チーム医療における帰責性の問題
- ④医療過誤における因果関係論・損害論
 - 1) 因果関係の認定と損害の有無及び範囲の認定
 - 2) 延命利益等被侵害法益と損害賠償の範囲
- ⑤医療過誤における医療訴訟論
 - 1) 医療過誤事件における訴訟法上の問題点（審理の方式、証拠保全、文書提出命令、診療記録の開示）
 - 2) 医療過誤事件における訴訟法上の問題点（専門委員制度、医療鑑定のあり方と鑑定結果の評価方法など）
- ⑥医療・福祉法実務特講

上記の授業内容を踏まえ受講者の希望により選ばれた特定のテーマにつき、さらに深く学修するための特別講義を演習形式で行います。授業担当者としては島根大学教員のみならず、当該テーマに係る分野で活躍している他大学の教員または実務家も予定しています。

4. 募集人員 若干名

5. 履修期間及び授業時間帯

履修期間：平成27年11月16日から平成28年9月30日まで

授業時間帯：定期の授業は、18時30分から20時に行う予定にしていますが、受講者と相談のうえ決定します。また、土曜日・日曜日・祝日にも行う場合もあります。特に集中講義形式の授業は、土曜日・日曜日・祝日に行います。

6. 受講料 48,000円

合格者には、後日、受講料納付手続きに関する文書をお送りします。

7. 受講会場

基本的には島根大学松江キャンパスを会場としますが、受講生の状況および講義の内容等によっては、学外の適切な施設を会場とする場合もあります。

8. 申請手続

(1) 申請方法

志願者は、(3)の申請書類等を取りそろえて(4)に提出してください。

郵送する場合は、「簡易書留」郵便とし、封筒に「法実務スキルアップ特別教育プログラム申請書類在中」と朱書きしてください。

(2) 申請期間

平成27年10月5日(月)から10月28日(水)までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(郵送の場合も10月28日(水)午後5時までに必着。)

(3) 申請書類等

| 提出書類等 | 摘 要 |
|--------|---|
| ①志願書 | 本センター所定の用紙を使用し作成したもの |
| ②履歴書 | 本センターの用紙を使用し、写真1枚を貼付したもの |
| ③志望理由書 | 本センターの用紙を使用し、志望動機及び理由を記入してください。 |
| ④卒業証明書 | 最終出身校の卒業証明書 |
| ⑤返信用封筒 | 履修の許可、不許可の通知のため、申請者の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵便切手82円分を貼った長形3号(12cm×23.5cm)のもの |
| ⑥その他 | その他センターが必要と認める書類 |

(4) 申請書類提出先

〒690-8504 松江市西川津町1060

島根大学教育・学生支援部学務課学部・大学院教育グループ法文学部等教育担当

TEL (0852) 32-6121 FAX (0852) 32-6059

9. 選考方法

志願者の提出書類（志願書，履歴書，志望理由書及び卒業証明書）及びインタビュー（メール及び面接等による）をもとに，専門性又は実務経験から判断して選考します。

コースの選択及び履修科目の選定にあたっては，応募に際して提出された志望理由書をもとに，履修生の要望にマッチした指導教員を山陰法実務教育研究センターから選任し，履修生の希望を考慮しながらコース内のメニューの選定を指導します。

ただし，履修資格表の8又は9に該当する者については，書類選考の前に個別の履修資格審査を行いますので，あらかじめご了承ください。

（個別の履修資格審査に関する問い合わせ期間：

平成27年9月24日（木）～10月16日（金）

10. 選考結果の通知

本人に文書により通知します。（※11月上旬に発送予定）

11. 履修証明書等の交付

本コースを修了した者（120時間受講者）には，履修証明書を交付します。

（学校教育法第105条の規定に基づく証明書）

なお，選択型受講者（120時間未満）で，希望者される方には受講した授業の受講証明書を発行します。

12. 問合せ先

島根大学教育・学生支援部学務課学部・大学院教育グループ法文学部等教育担当

TEL (0852) 32-6121 FAX (0852) 32-6059

個人情報の取扱い

提出された書類の氏名，住所等の個人情報については，履修者の選考，申請者への連絡のほか，教務修学事務関係，教育・研究活動関係等の業務を行うためにのみ利用します。他の目的に利用し，又は提供することはありません。

別 紙

○履修資格表

履修できる者は、次の1から9のいずれかに該当する者とします。

| No. | 要 件 |
|-----|--|
| 1 | 大学を卒業した者 |
| 2 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者【大学評価・学位授与機構から学位を授与された者】 |
| 3 | 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 |
| 4 | 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 |
| 5 | 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 |
| 6 | 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者 |
| 7 | 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号） 【文部科学大臣の指定による、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者とは次の者をいいます。旧大学令による大学、旧高等師範学校・学校専攻科、高等師範学校・女子高等師範学校、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業訓練大学校、気象大学校などの卒業（修了）者】 |
| 8 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において認定試験を行い、本学山陰法実務教育研究センターにおける教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの |
| 9 | 本学の山陰法実務教育研究センターにおいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者 |

注) 履修資格8又は9により志願をしようとする者については、平成27年9月24日（木）～10月16日（金）に、下記に問い合わせてください。

島根大学教育・学生支援部学務課学部・大学院教育グループ法文学等教育担当
TEL (0852) 32-6121 Fax (0852) 32-6059